

松江市 報道提供資料

令和 7 年 11 月 20 日

件名

職員の懲戒処分について

内容

令和 7 年 11 月 13 日(木)午後 1 時 50 分頃、本局運転士が乗務前に局内の運行管理室でアルコール検査を行った際に、呼気中から本局が内規で定める基準を超えるアルコール反応が検出された。本局においては、当日の乗務停止措置を行った。
そのことについて、本日付で懲戒処分を行った。

【問い合わせ】

松江市交通局総務課 担当：今田 電話：60-1121

令和 7 年 11 月 20 日
松江市交通局

職員の懲戒処分に係る公表資料

1 被処分者

部局：松江市交通局

職名：運転士

性別：男性

年齢：40 歳代

2 処分日

令和 7 年 11 月 20 日

3 処分内容

減給（3 ヶ月間給料の 10 分の 1 を減給）

4 事実概要

令和 7 年 11 月 13 日（木）午後 1 時 50 分頃、本局運転士が乗務前に局内の運行管理室でアルコール検査を行った際に、呼気中から本局が内規で定める基準を超えるアルコール反応が検出された。本局においては、当日の乗務停止措置を行った。

このことについて、本局が定めている「松江市交通局職員の懲戒処分の指針」に沿つて、当該運転士に対し減給処分を行ったもの。

5 処分理由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号（地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反する場合）及び第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合）並びに松江市交通局就業規則第 61 条（懲戒）に該当。

6 今後の対応について

全職員に対して、服務規律の確保及び再発防止について徹底した。